河川監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

河川監理員規程の一部を改正する訓令

河川監理員規程(昭和46年岩手県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報告)	(報告)
第4条 河川監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、	第4条 河川監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、
様式により、知事又は関係する広域振興局長に報告しなけれ	別に定める様式により、知事又は関係する広域振興局長に報
ばならない。	告しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。